# 仮設住宅における動物飼育の注意ポイント

平成19年8月

新潟県中越沖地震動物救済本部

この度の新潟県中越沖地震で被災された方々にとって、家族の一員である動物と一緒に暮らすことは、癒されたり心の支えとなりこれも　大切なことと思います。

しかし、仮設住宅での暮らしは限られた面積での共同生活であり、動物飼育者と飼育していない人との相互理解が不可欠です。住宅の密集した環境では、１世帯の占有スペースが小さく、動物飼育による鳴き声やニオイによる苦情が出ることが予想されます。そこで、仮設住宅で動物を飼う際のルール作りが必要なのです。

## 飼育のポイント

### １　動物は室内飼育を原則とすること

他人に迷惑をかけないためには、動物は室内でケージ等で飼育すべきと思われます。

ケージは、中越動物保護管理センターで無料貸出しします（事前申し込みが必要です）

やむを得ず屋外で飼育する場合は、できるだけ近隣へ迷惑のかからない場所を選定して係留し、近隣との十分な意思疎通を図ることが大切です。

特に、犬を散歩等で屋外に連れ出す時は、必ずリード（引き綱）の装着をし、放し飼いにしないでください。また、犬の糞の放置は近隣とのトラブルの原因となりますので、散歩中に犬が糞をしたら持ち帰ってください。

### ２　伝染病の発生を防止すること

仮設住宅のような限られた空間では、ひとたび伝染病が発生すると、あっという間に広がってしまいます。ご自分のペットが感染源にならないために、また、伝染病に罹らないようにするためにワクチン接種を受けてください。

ワクチン接種は、新潟県獣医師会の獣医師が避難所を巡回する際に無料で受けることができます（事前申し込みが必要、日時は後日ご連絡します）。

また、かかりつけの動物病院やお近くの動物病院でもワクチン接種することができます（有料）。

### ３　繁殖を制限すること

仮設住宅のような限られた空間での動物の繁殖は避けなければなりません。動物の密度が高くなることから、強い生殖行動（大きな鳴き声や尿のスプレー行動など）を行うことも考えられます。できる限り、雄は去勢手術、雌は不妊手術を行うことが望まれます。手術等については、かかりつけの動物病院へご相談ください。

### ４　所有者を明示すること

室内で飼育していても、時として脱出する場合も考えられます。飼育動物には首輪等をつけ、飼い主の氏名と連絡先を明示することが必要です。飼い主がはっきりわかるだけでも、動物を飼育していない人から安心感が得られ、理解を得やすくなります。

### ５　専門家のサポートを受けること

動物のしつけや飼い方などのご相談は、右記で受け付けています。

また、必要な飼育物品等もお貸しできますのでお気軽にご相談下さい。

中越動物保護管理センター（動物愛護協会事務局）
長岡市柿町字増沢1574　Tel　0258-34-1416

柏崎保健所衛生環境課　Tel　0257-22-4180